

# 計 画 書 (案)

## 那覇広域都市計画用途地域の変更 (八重瀬町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの制 限	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 47.2 ha 約 30.0 ha	10/10以下 15/10以下	5/10以下 5/10以下	※	※	10m 12m※	
小 計	約 77.2 ha						57.3%
第二種低層 住居専用地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
第一種中高層 住居専用地域	約 11.4 ha 約 1.9 ha	15/10以下 20/10以下	5/10以下 5/10以下	※	※	※	
小 計	約 13.3 ha						9.9%
第二種中高層 住居専用地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
第一種 住居地域	約 23.8 ha	20/10以下	6/10以下	※	※	※	
小 計	約 23.8 ha						17.7%
第二種 住居地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
準住居地域	約 4.3 ha 約 12.5 ha	20/10以下 30/10以下	6/10以下 6/10以下	※	※	※	
小 計	約 16.8 ha						12.5%
田園住居地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
近隣商業地域	約 3.7 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 3.7 ha						2.5%
商業地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
準工業地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
工業地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
工業専用地域	約 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						0.0%
合 計	約 134.8 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも一致しない。

※：地区計画の区域内では地区整備計画の基準に従う。

理由：

都市計画道路3・2・9号那覇具志頭線及び都市計画道路3・4・78号東風平中央線において、沿線の合理的な土地利用及び良好な市街地環境の形成を図るため、町道学校線及び主要地方道糸満与那原線の整備に合わせて近隣商業地域の境界を変更する区域について、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域並びに準住居地域から近隣商業地域への変更を行う。